

絵地図で見る備讃の国境と海の幸

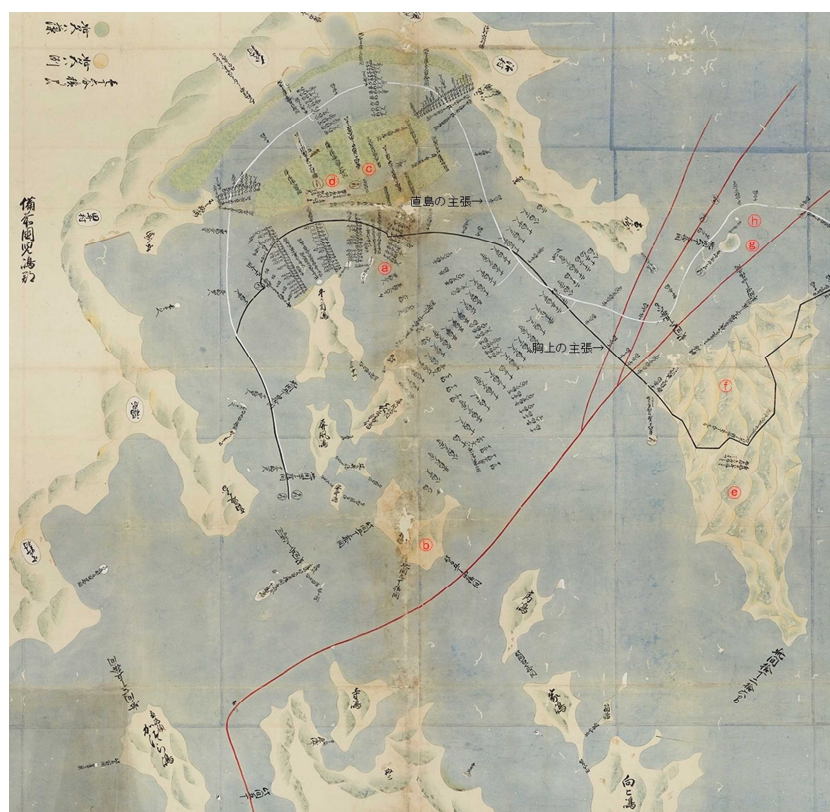
玉野市教育委員会・玉野市文化財保護委員会

玉野市は南側を海の幸に恵まれた瀬戸内海に囲まれています。一部、香川県と陸続きになっています。えっ陸続き？本当？と思われる方がいると思いますが、それは事実です。陸続きのところ、それは、出崎半島の南にある石島と日比の沖合いに浮かぶ大槌島です。そこには岡山と香川の県境があるからです。では、なぜそんなことになったのでしょうか。今回の展示はそれを解き明かしてくれます。

石島・中藻洲争論

石島は出崎半島先端から 1.4 km の沖合いに浮かぶ面積 2.72 km² の島です。県境のある島として知られていて、唯一の有人島です。今から 320 年以上も前の江戸・元禄時代に、胸上村と直島が漁業権と島の領有権を争って江戸幕府に訴訟し、後閑と牛ヶ首島との間の漁場の境界と、標高 156.7 ㍎の石島山の山頂を通る尾根をもとにした島内の境界が定められ、備前と讃岐の国境、明治以降は県境となりました（一部確定していない所もあるそうです）。それでは、幕府に提出された絵図や年表などで、この争いをたどってみましょう。

絵図Ⅰ 讃岐国直島領と備前国児島郡胸上村漁場相論之事立会絵図



第一次訴訟のために双方が立ち会って作成を進め、元禄 2（1689）年 5 月下旬ころに完成した絵図。絵図中にある白い線が直島側の主張する境界、黒い線が胸上側の主張する境界である。赤線は、当時の瀬戸内海航路の上り船が航行するルート。次頁の年表の㊤がはたご島、㊦が京の上薦島、㊧にハタゴ島の瀬、㊨に胸上側の名前の中藻洲と書き込みがある。また、㊩が井島、㊪が石島、㊫が飛島（胸上では筏島または大蛭島）、㊬が筏（胸上は石筏）である。岡山県立記録資料館所蔵 A85-3 から複製。

石島争論の経過

- 寛文 4（1664） はたご島㊟から京の上薦島㊢にかけての海域でイカナゴ網漁をしていた胸上村の漁師が、直島領主高原家の船に取り押えられる。高原家と岡山藩との交渉で、岡山藩側はこの海域を直島領と認め、年間 100 目の運上銀を納めて胸上村の入漁を認めてもらうことに決着。
- 同 11（1671）12 月 直島領主高原家改易。5 代当主高原内記は備中松山藩水谷勝重に、入婿の現当主高原数馬は実家の丹波国谷衛政に預けられ、直島は幕府領となり、当分水谷氏の預かり地となる。
- 同 12（1672）1.20 直島側が胸上村に対し、京の上薦島の瀬からはたご島の瀬の海域でイカナゴ網漁を禁止すると通告。胸上村は寛文 4 年の取り決めに従ってこの海域の入漁権の継続を求める。また、はたご島の瀬㊟が寛文 4 年の備前領の中藻洲㊢と違うのか尋ねるが明確な回答がなく、対立が深まる。
- 同 13（1673）1.14 直島を所管する備中倉敷代官所が、公儀からの命で京の上薦島の瀬からはたご島の瀬の網漁を直島に与えたとして、胸上村の入漁を禁止する。
- 延宝 5（1677）3 月 幕府、畿内の幕府領に検地を命じる。備中の幕領は備中松山藩主水谷勝宗が担当。小豆島と直島は備中足守藩主木下利貞が担当。この時、直島側は児島側に立会の通知をせず、石島全島を直島領とする。
- 同 7（1679）6 月 直島の延宝検地帳が完成。寛永検地の 25%増の 519 石余に増徴され、年貢も重くなる。
- 貞享 3（1686）2.8 直島側が番田村に与えていた石島の南分（井島㊟）の下草刈り権を、山手銀（下草刈りの運上）の納入遅延を理由に与えないと通告（実際は、番田村が従来どおり 12 月 28 日に持参すると、12 月 10 日が納入期限といわれ受け取り拒否されていた）。
- 同年 10 月 倉敷代官所の命で、直島側が番田村からの山手銀を受け取り、井島の下草刈りを認める。
- 同年 11 月 児島側が倉敷代官の京都役宅に御礼の挨拶に行くと、逆に胸上村の石島北分㊦の下草刈り禁止を命じられる。
- 元禄 1（1688）10.4 後閑村沖の中藻洲で不審操業していた船を胸上村の漁師が発見、網を取り上げたところ、直島が発行した免状（漁業許可証）を投げつけて抵抗。直島側は、ハタゴの瀬大藻で漁をしていたところ、胸上村の船に網と免状を奪われたと報告。以後、対立激化する。
- 同 2（1689）2 月 直島側が幕府への提訴を決意。
- 同年 4.5 倉敷代官所が依頼した絵師が京都から到着し、係争地の絵図作りを進める。6 月、立会絵図完成。8 月、直島側が胸上村を相手取り、ハタゴの瀬大藻と石島全島・飛島㊧（胸上では筏島または大蛭島と呼ぶ）などを直島領と主張する訴状を幕府に提出、審理開始（第一次訴訟）。
- 元禄 3（1680）1.22 結審し、裁許が下る。
- ①寛文 12 年の争論の時に直島がハタゴの瀬と呼んだ場所は、胸上村が中藻洲の南のイカナゴ漁の瀬と称した場所であり、この時、直島側は中藻洲の領有を主張していなかったため、中藻洲は胸上村の漁場である。
- ②井島は、延宝検地の際、児島領からの立会はなく、直島側のみ立ち会って検地を受けた。これにより井島は全て直島の領分とする（飛島などの所属には触れず）。
- 同年 2.16 直島側が番田に対し井島の下草刈り禁止を通告。
- 同年 9.18 倉敷代官所の調停で、直島側が番田に井島山の下草刈りを年間銀 100 目で請け負わす。
- 元禄 10（1687） 幕府、諸藩に検地と国絵図の提出を命じる。高松藩が提出する讃岐国絵図に井島・飛島・筏㊨（胸上では石筏）が書き込まれるとの噂あり。児島側に幕府へ提訴の意見強まる。
- 同 15（1692）8.6 児島側から直島を相手取り幕府に提訴。

①井島全島を番田に請山にしてきたと主張したが、元禄3年の裁許後、井島の南半分しか番田に認めず、北半分は直島が支配している。もとは胸上の地であった証拠。

②石島山北面の海は、元禄3年に胸上の漁場と認められた中藻洲の続きにあり、鰯・学鯉・海月の良い漁場である。それを横領しようと、飛島の下草刈りにやってきたとし、石島北半分は備前領であると主張。

□同年 10.6 審理開始（第二次訴訟）。

□同年 12.22 結審し、幕府の裁許下る。

①前回、延宝検地により石島を全島直島領としたが、より古い官庫の大絵図（正保の国絵図）を点検したところ、備前国絵図には墨引きがあって備前讃岐の境がわかり、讃岐国絵図には墨引きがない。

②石島の北の海で起った破船には胸上村の浦証文がある。

これらにより、元禄3年の裁許を取消し、石島の北側と大蛭島・小蛭島などを備前領と認める。

□同 16 年（1693）1.15 幕府裁許状が岡山藩の郡会所に到着、勝利報告とともに披露される。

絵図Ⅱ 石島山御裁許絵図写

元禄 15（1692）12 月 22 日に下された第二次訴訟に対する裁許状のおもて面に示された裁許絵図の写である。『撮要録』巻 8（A6—8）中に彩色絵図として収録されている。『撮要録』が成立した文政 6（1823）までの写である。岡山大学附属図書館所蔵「池田家文庫」の同書から複製。



その後の石島の歴史

□元禄宝永年中 胸上村善六・治右衛門・善右衛門が石島北側に移住（東元・中元・西本姓の初代）

□享保 6（1721） この年 3 軒・人口 9 人。

□寛保 2（1742） この年人口 56 人。5 軒の別家あり。

□文化 10（1843） この年 20 軒・人口 127 人。

□明治 22（1889） 石島の氏神山神社に石島居寄進。

□同 24（1893） 胸上簡易小学校石島分教場開校。

□同 28 と 40 年 石島に大火、古文献なども焼失する。

□大正末～昭和 2 石島八十八ヶ所勧進。

□昭和 30（1955） この年 64 世帯・人口 338 名で史上最多。田 2 町 2 反・畑 16 町歩、専業漁師 40 世帯。

□同 39（1964） 東児中学校石島分校廃止。中学生はスクールボートでの通学となる。



石島集落全景



石島港

- 同 42（1967）ノリ養殖開始、同 57 年ハマチ養殖開始。
- 平成 23（2011）8.9 香川県側の井島から山火事発生、
237 畝を焼失。38 世帯・103 人居住。
- 同 24（2012）3.25 最後の小学生が卒業し、胸上小学
校石島分校休校式が行われる。

右に大蛭島と石筏、左に出崎
半島先端と小蛭島を望む→



大槌島・大曾瀬争論

大槌島は日比港の入口から真南に 3.5 km の沖合いに浮かぶ面積 0.12 km² の無人島です。北半分が玉野市日比五丁目、南半分が高松市亀水町に属し、170.8 畝の山頂から東西に岡山・香川の県境があります。島の北と南の海深は 50～70 畝もありますが、東西方向には海深 10 畝ほどの浅瀬が続いています。島の西側は「曾根の瀬」と呼ばれ、室木島や小与島の沖合いまで約 8 km あり、島から東に延びる浅瀬が「大曾瀬」で、直島の南の柏島の手前まで約 7 km 続き、鰯などの好漁場となっています。

石島での漁場争論が終わって約 30 年後、この「大曾瀬」の漁業権をめぐって、児島郡日比・利生・渋川三ヶ村と讃岐国香西浦（現高松市香西本町）が争い、享保 17（1732）9 月 21 日に幕府の裁定が下ります。その結果、島を二分して国境が定められました。

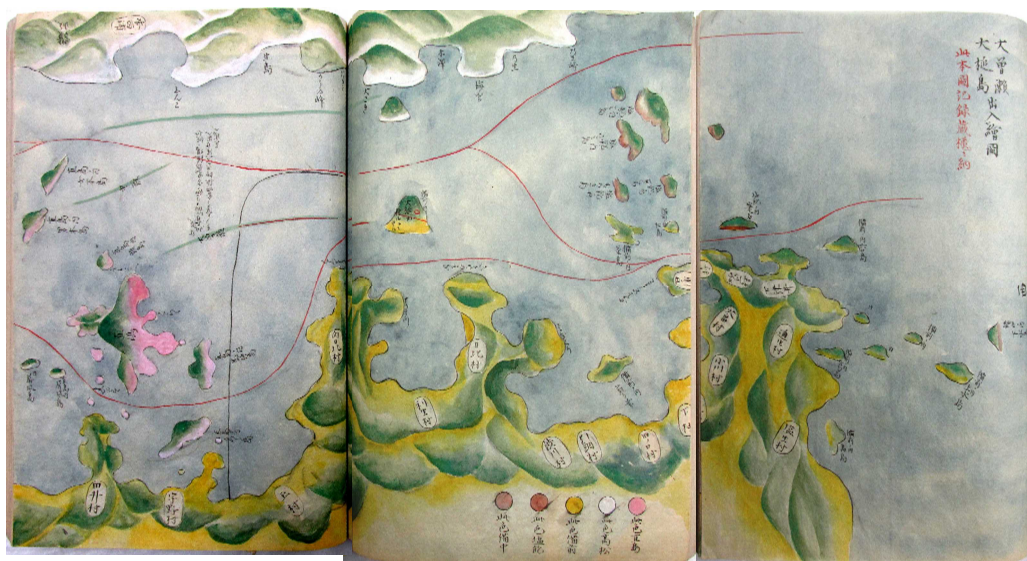
大槌島の県境石（『玉野市史』口絵より）→



日比・貝掛鼻より大槌島遠望



絵図Ⅲ 大曾瀬大槌島出入絵図写



大曾瀬大槌島漁場争論の立会絵図は、双方の主張が対立して作成されなかったため、幕府も裁許は下したが、裁許絵図までは与えず、後日双方が立ち会って実際の境界を定めた。前回の塩田の展示で掲示した寛

政 13 年（1801）の備讃瀬戸の絵図では、大槌島の東西に境界が書かれていたが、この絵図では、玉村・宇野村の間から南に延びる黒線が直島との境界を示した後、大曾瀬を越えて西に折れ、大槌・小槌島の間まで書かれている。これは、この争論の中で岡山藩側が主張した境界と一致していて、この時作成された出入絵図と考えられる。この絵図は『撮要録』巻 8（A6—8）中に収録されていて、同書が成立した文政 6（1823）までの写である。岡山大学附属図書館所蔵「池田家文庫」の同書を複製。

大槌島争論の経過

□享保 16（1731）3.9 香西浦から利生村名主に大曾瀬での鰯網操業の申し出があり、名主は断わる。

□同年 4.14 香西側が一方的に操業を開始し、日比・利生・渋川三ヶ村（以後、児島側とする）が抗議したが、香西側は大槌島と大曾瀬を高松領と主張して譲らず。

□同年 9 月 児島側が香西浦を相手として江戸幕府に提訴。

①大曾瀬のうち東半分は直島と讃岐の漁場であるが、西半分は大槌島は備前領である。香西側がこれをも高松領とするので訴訟した。

②ここで獲れた鯛や学鯉は、池田家を通じて將軍家に献上してきた。

□同年 9.23 訴訟が受理され、11 月 25 日現地絵図を双方立会の上作成して評定所に出頭を命じる。

□同年 10 月 高松藩主松平頼豊（大叔父は故徳川光圀）が裁判担当の寺社奉行黒田豊前守直邦に会い、協力を依頼する。

□同年 11.25 児島側は評定所に出頭するが、香西側は藩主が黒田から内諾を得て欠席し、審理は延期。

□同年 12.4 審理開始。香西側の不参加で絵図ができておらず、江戸で立会絵図の作成を命じられる。

□享保 17（1732）1.6 江戸飯田町で立会絵図の作成が始まるが、双方の主張に大差あり、作成できず。

□同年 1.13 評定所で第 3 回審理。黒田は提出された絵図を見ず、翌日、黒田役宅に集合を命じる。

□同年 2.21 評定所で審理、現地調査のため見分使の派遣が発表される。

□同年 3.29 見分使一行江戸発、4.19 日比到着。強風のため日比に一泊。

□同年 4.20 見分使一行塩飽本島の宿所に入るが、現場まで遠方のため、4.25 から直島を本陣とする。

□同年 7.29 黒田直邦が西丸老中となり寺社奉行を退任。

□同年 9.21 評定所に双方を呼び出し、裁定を言い渡す。

①大曾瀬 50 町余のうち西方 25 町余を児島側の海と主張し、香西側は大曾瀬 40 町余のうち北側は直島領、南側が香西領と主張している。

②双方の主張する証拠は一切ないが、双方から鯛鰯の献上は歴然とあり、大槌島の北面には日比村の畑もある。官庫の国絵図にも漁場の境界がないことから起った紛争であり、大槌島の中央を境に大曾瀬の北側を児島側の、南側を香西側の漁場とする。

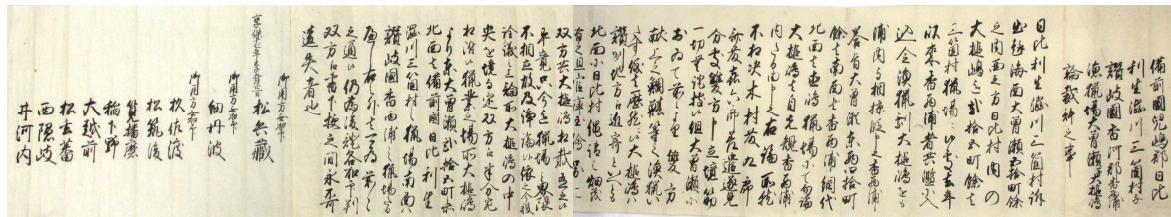
□享保 18.6.12 双方の関係者が大槌島で境界を決定。島に 5ヶ所の境界を示す石塚の設置を決める。

□寛政 9（1789）.9 大槌島の東の海岸近くの境界石が崩れ、双方が立ち会って再建する。

□明治 22（1889）6.28 東側の海岸近くと山腹の境界石が壊れ、双方立ち会い、刻字した石を立て再建する。西側のものもこれに取りかえる。

□大正 15（1926）4 西側の海岸の境界石を再建する。この年、日比町と香西の下笠居村の町村長と議員が集まり、大槌島で境界石建立の記念宴会を開く。

史料Ⅰ 大曾瀬并大槌島裁許状写



享保17年(1732)9月21日に下された大曾瀬・大槌島争論の裁許状の写。本体は189×33 cmで、丸筒に納められている。文化12年(1815)の写。玉野市教育委員会所蔵。

【大曾瀬大槌島裁許状写 意訳】

備前国児島郡日比・利生・渋川三ヶ村と讃岐国香河郡香西浦の漁獵場につき、大曾瀬と大槌島の争論に對して裁許を下す

日比・利生・渋川三ヶ村は、大曾瀬五十町余りの海面のうち、西の方の日比村内の大槌島までの二十五町余り右の三ヶ村の獵場と訴えている。ところが去年以来、香西浦の者どもがみだりに入り込み漁獵をしており、あまつさえ大槌島をも香西浦がかすめ取るうと

香西浦の返答は、大曾瀬は東西四十町余りで、南面は香西浦の網代、北面は直島の獵場であり、勿論大槌島は以前から香西浦の内であるとしている。

右の争論が決着せず、木村藤九郎と齊藤喜六郎を派遣して見分させたところ、双方が主張する境界の証拠は一切なかった。ただし、大曾瀬は前々より双方が献上してきた鯛や鰯等の漁獵の場所であることは歴然としている。大槌島は讃岐地方へは近いが、北面には日比村が検地を請けた畑もある。その上、幕府保管の備前・讃岐双方の国図に大槌島が記載されている。結局、今まで獵場の境界が決められていなかったために起った争論である。

そのため今般詮議の結果、論所である大槌島の中央を境と定め、双方へ半分ずつ与えることにした。獵場の場所は、大槌島より東、大曾瀬のうち二十五町まで、北面は備前国日比・利生・渋川三ヶ村の獵場、南面は讃岐国香西浦の獵場とせよ。他の件については以前の通りとする。後証のため、関係奉行の印判を加えて双方に書き与え、これを授けるので、永く違失することがないようにせよ。

享保十七年壬子九月廿一日

御用方加印なし松平兵蔵政毅 (勘定奉行)
御用方加印なし細田丹波守時以 (勘定奉行)
御用方加印なし杉岡佐渡守能連 (勘定奉行)

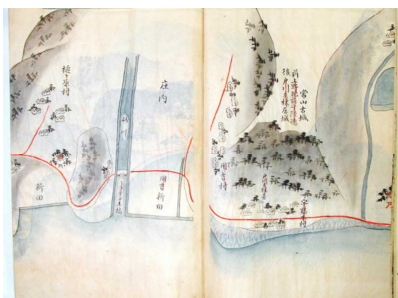
松波筑後守正春 (勘定奉行)
算 播磨守正鋪 (勘定奉行)
稻生下野守正武 (町奉行)
大岡越前守忠相 (町奉行)
松平玄蕃頭忠暁 (寺社奉行)
西尾隠岐守忠尚 (寺社奉行)
井上河内守正之 (寺社奉行)

【裏書】

裁許状の原本は文仁十二年十一月二日岡山藩の御郡会

江戸中期東児島の港・村と海の幸

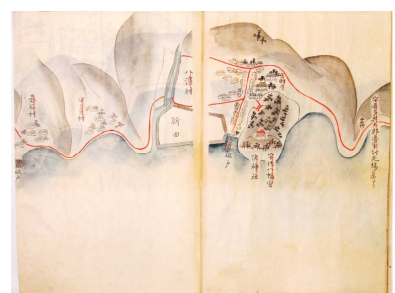
石島と大槌島の境界・漁場争いがあった約300年前、東児島の港や村々での人口や船数、さかに獲れる魚種などがわかっています。元禄17年(1704)「備前記」と享保6年(1721)「備陽記」という史料からです。当時の港や村の絵図は「備陽記」巻23「備前国児島郡浦辺絵図」を再度使用しました。岡山大学の池田家文庫の史料です。さらにそれから約100年後の文化10年(1813)「児島郡手鑑」からも各村の船数がわかります。これらをもとに、江戸中期の東児島の港や村の様子や海の幸を紹介します。また、今も残る港であった名残の写真も添えてみました。



宇藤木



大崎

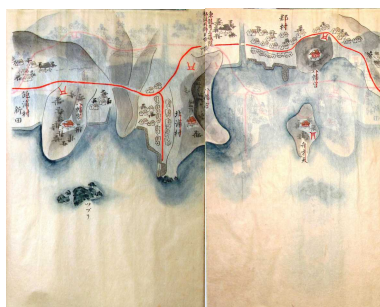


八浜

	村名	宇藤木	大崎	八浜
元禄17 (1704)	戸数	20	90	362
	人数	130	550	2070
	魚介類	カキ	馬刀貝 女冠者	うなぎ・シクチ・えび ヒラ・アミ・海茸
享保6 (1721)	船数	2反帆～5反帆の4艘	2反帆～4反帆の2艘	記載なし
文化10 (1813)	船数	2反帆～5反帆の4艘	2反帆～3反帆の7艘	小獵船～8反帆の275艘



八浜灯明台（明治13年建立）

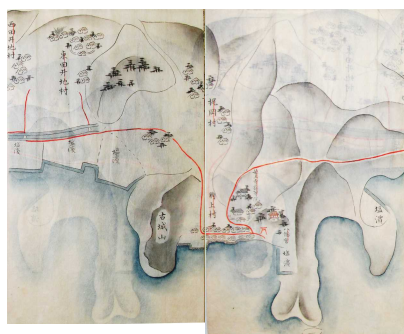


郡港灯明台（天保4年建立）

小串 阿津

北浦 郡

	村名	小串	阿津	北浦	郡
元禄17 (1704)	戸数	422	251	205	312
	人数	2300	1240	200	1800
	魚介類	マナガツオ・ヒラ・くらげ・えび・アミ		白魚・ヒラ・アミ・えび	ヒラ・アミ・えび・くらげ・ベイカ・イナ
享保6 (1721)	船数	小獵船～9反帆の104艘	小獵船～7反帆の90艘	小獵船～17反帆の188艘	小獵船～20反帆の61艘
文化10 (1813)	船数	2反帆～14反帆の89艘	2反帆～12反帆の65艘	2反帆～11反帆の138艘	小獵船～14反帆の36艘



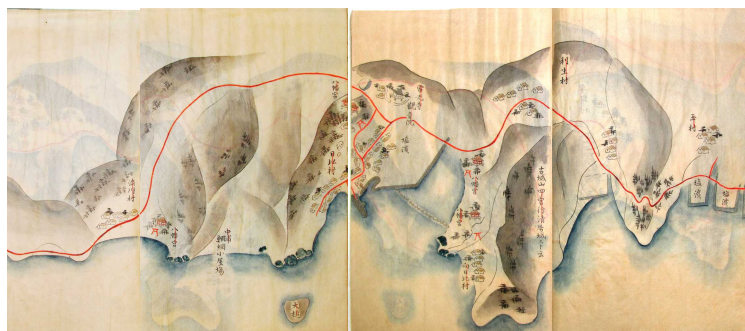
	村名	胸上
元禄17 (1704)	戸数	191
	人数	1210
	魚介類	シクチ・カジキ・マナガツオ・セイ・ボラ・アミ・イカ・くらげ・イナ
享保6 (1721)	船数	小獵船～10反帆の88艘
文化10 (1813)	船数	110艘

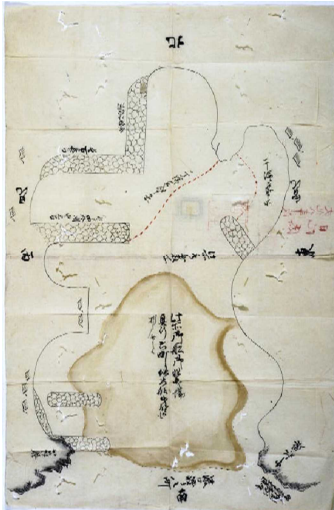


胸上

胸上

港灯明台（明治8年建立）





	村名	渋川	日比	利生	向日比
元禄17 (1704)	戸数	35	109	79	19
	人数	200	680	610	170
	魚介類	イワシ・イカナゴ・サワラ	春のタイ網	タイ・イワシ・イカ・メバル・サワラ	
享保6 (1721)	船数	2反帆〜4反帆の9艘	小獵船〜19反帆の26艘	小獵船〜4反帆の53艘	2反帆〜3反帆の17艘
文化10 (1813)	船数	2反帆〜4反帆の18艘	2反帆〜4反帆と13反帆500石積の36艘	2反帆〜8反帆の79艘	2反帆〜5反帆の104艘

渋川 日比 向日比 利生

絵図V 文化8年日比湊絵図

この絵図は、文化8年（1811）当時の日比湊全体を描いたものである。北西には石垣で区画された日比古浜、東の向日比と西の日比から二本の波戸が海に向かって延び、その内側は「干潟二相成申候所」とある。南には「湊口渡り八町」とあり、港の入口が約870㍍あったようだ。湊の西入口の貝掛鼻の内側に二本の波戸があり、この海岸付近が船底を補修する「焚場^{たてば}」であった。日比湾には薄茶色で塗られた部分に「此所御船御繋り場、奥行六町、但大船代船にても邪魔無之」と書かれていて、大船が何艘でも邪魔なく繋留できる良港であったことがわかる。風待ち潮待ちの北前船や金毘羅行の船、地元の廻船や漁船で賑わっていたことだろう。岡山大学附属図書館所蔵「池田家文庫」※T8—38 複製。

元禄期 日比の鯛網

『備前記』の日比村の条には、元禄期の鯛網の様子が箇条書で書き残されています。推定を交えながらまとめると次のようになります。

日比では、春になると鯛網が行われる。網元は「村君」と呼ばれ、胸上村の源五郎という者がしていた。日比の中浦には、絵図にも見えるように「鯛網小屋場」が置かれ、小屋守一人がこれを守っていた。20年ほど前までは節分（立春の前日、旧正月の頃）から62〜3日目に初網を入れたが、現在（元禄末頃）は70日目ほどで初網を入れている。漁期はそれから50日間ほどである。

長さ1尺（約30cm）の槇の木に長さ2尺のスベナワ（藁で編んだ太い縄）を結び付ける。これを「カツラ」といい、2尺間隔で次のスベナワの端どうしを結び、結び目には違う色の石をくくり付ける。全長で800尋（約1.2km）にしたカツラを海に入れて1里を漕ぎ、鯛を瀬に追い込む。カツラを引く時、海底で光るので、鯛が驚いて追い込まれるというわけである。別に、3尺の木に縄をつけ、海に入れて上げ下げして鯛を追い込む「ブリ」という方法もある。そこへ鯛網を入れる。

鯛網の長さは240尋（1尋＝1.5㍍ 約360㍍）、深さ60尋（90㍍）ある。鯛網の投入時には、網をのせた8人乗りの船と3人乗りの船2艘が2組、全部で6艘がかりである。別の3人乗りの船には「沖村君」という頭がいて、その指揮のもと、長さ100尋ほどの細

網に石をつけ、カツラの端に結び付けて海に入れてしぼり、鯛網の中に囲い込んで鯛を獲る。船団は、3人乗り以上の鯛売船を含め、船の総数8艘、人数34人である。

利益は銀7貫目（約116両）ほどで、網元をはじめ、鯛網株を持つ33人に分配された。また毎年、網運上として600目（金10両）を岡山藩に納めている。

以上は、元禄頃の日比の鯛網の様子です。しかし、この鯛網や鱈網漁は昭和のはじめで終りを上げました（『玉野市史』561頁）。現在も行われている鞆の浦の鯛網漁（福山市重要民俗文化財）は、「しぼり網漁法」と呼ばれていますが、元禄期の日比の鯛網漁法とよく似た方法のようです。